改正後	改正前
	れぞれ50メートル以内の区域、北緯35度59分15秒東経139度59分14秒の地点と北緯35度59分13秒東経139度59分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度58分58秒東経139度59分11秒の地点と北緯35度58分44秒東経139度59分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［103～130　略］	［103～130　同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　平成二十三年総務省告示第九十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	３　［同左］
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　削除	５　(1)　東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　(83.80) (2)　東京都港区海岸一丁目５番20号　(133.30) 北緯35度40分16秒東経139度45分00秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［６～11　略］	［６～11　同左］
［４　略］	［４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前		
１　電気通信業務用伝搬障害防止区域		１　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～28　略］			［１～28　同左］		